「日本銀行組織規程」中一部変更

第29条を横線のとおり改める。

(局長、室長、研究所長及び検査役)

第29条 局に局長を、室に室長を、研究所に研究所長を置く。

局長、室長及び研究所長(以下「局<u>室研究所</u>長等」という。)は、 局等の運営を統括するとともに、秘書役又は審議役が独立して処理す る事務を除き、その局等の事務を処理する。

路(不変)

局<u>室研究所</u>長等に事故がある場合には、その局等の次席者がその職務を代理する。ただし、総裁が、その局等の職員の中からとくに代理者を任命したとき、又は局<u>室研究所</u>長等が、その局等の職員の中からあらかじめ代理者を任命したときは、この限りではない。

第38条および第39条を削り、第31条から第37条までを二条ずつ繰り下げ、第30条の次に次の二条を加える。

(課及び課に相当する組織)

第31条 総裁は、局等に課又は課に相当する組織(以下「課等」という。) を置くことができる。

(課長及び課に相当する組織の長)

第32条 課に課長を、課に相当する組織にその組織の長(以下、課長及び 課に相当する組織の長を総称して「課長等」という。)を置く。

課長等は、局室研究所長、秘書役、局等の事務の一部を局室研究所 長から独立して処理する審議役及び検査役(以下「局長等」という。) を補佐し、課等の運営を統括するとともに、その課等の事務を処理す る。 第33条から第40条までを横線のとおり改める。

(審議役)

第33条 総裁は、局等に審議役を置くことができる。

審議役は、総裁の命により、その局等の事務の一部を局<u>室研究所</u>長等から独立して処理し、又は<u>局室研究所長の命により、</u>局長等を補佐し、その職務に関与する。

前項前段に定める 審議役に事故がある場合には、その局等に置かれた局<u>室研究所</u>長等がその職務を行い、局<u>室研究所</u>長等にも事故がある場合には、その局等の次席者がその職務を代理する。ただし、局<u>室研究所</u>長等が前項前段に定める 審議役と協議のうえ、その局等の職員の中からあらかじめ代理者を任命したときは、この限りではない。

(参事役)

第34条 総裁は、局等に参事役を置くことができる。

参事役は、局<u>室研究所</u>長等の命により、局長等、秘書役、審議役又は検査役を補佐し、その職務に関与する。

(企画役)

第35条 総裁は、局等に企画役を置くことができる。

企画役は、局<u>室研究所</u>長等の命により、局長等、秘書役、審議役又は検査役を補佐し、その局等の事務を処理する。

(企画役補佐)

第36条 総裁は、局等に企画役補佐を置くことができる。

企画役補佐は、局<u>室研究所</u>長等の命により、その局等の事務を取り扱う。

(主査、主任及び副主任)

第37条 総裁は、局等に主査、主任及び副主任を置くことができる。

主査、主任又は副主任は、局<u>室研究所</u>長等の命により、その局等の 事務に当る。

(考査役)

第38条 金融機構局長は、金融機構局に置かれた審議役、参事役、課長等 及び企画役の中から、上席考査役又は考査役を任命することができる。

略(不変)

(<u>グループ担当</u>)

第 3 9 条 局<u>室研究所</u>長等は、局等<u>又は課等</u>に<u>グループ担当</u>を置くことができる。

(グループ長担当総括)

第40条 <u>グループ担当にグループ長担当総括</u>を置く。 グループ長担当総括は、そのグループ担当の事務を取り纏める。

- (附則)1. この変更は、平成22年7月16日から実施する。
 - 2. 変更前の第37条及び第40条の規定に基づき置かれた担当及び担当総括については、総裁が別に定める日までの間なお従前の例による。ただし、担当は、総裁が別に定めるところにより、変更後の第31条の規定に基づき置かれた課等に置かれたものとみなす。